

民法（相続法）の改正～遺言制度に関する見直し～

平成30年7月6日に成立した「改正相続法」については、「改正の意義と概要」、「配偶者居住権の基礎知識」及び「遺産分割に関する見直し」の既刊3号に亘ってご紹介いたしました。今回は「遺言制度」に関して、遺言の利用を促進するために、法務局での自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度が創設され、自筆証書遺言の方式も緩和されたほか、遺留分制度等の見直しも行われる等、法定相続のルールに対して被相続人の意思をより反映する方向などについて重要な改正が行われましたので、改正の効果や留意事項等のポイント情報をお届けいたします。

自筆証書遺言に関する見直し

遺言書全文を自書することは、特に財産が多い場合には相当の負担となっていました。自書せずにパソコン等で作成した目録を添付することや銀行通帳のコピー及び不動産の登記事項証明書等を目録として添付することができるようになりました。

〔遺言の意義とその活用〕

- 遺言とは、自分が死亡したときに財産をどのように分配するか等について、自己の最終意思を明らかにするものですので、遺言がある場合には原則として、遺言者の意思に従った遺産の分配が行なわれます。
- また、遺言がないと相続人のみに対して財産が承継されることとなりますが、遺言の中で、日頃からお世話になった方に一定の財産を与える旨を書いておけば（遺贈といいます。）、相続人以外の人に対しても財産を取得させることができます。
- このように、遺言は、被相続人の最終意思を実現するもので、これにより相続を巡る紛争を事前に防止できるというメリットもあります。また、家族の在り方が多様化する中で、遺言が果たす役割はますます重要になってきていると言えます。

〔主な遺言の方式〕

- ◆ **自筆証書遺言**：自筆証書遺言は、簡易な方式の遺言であり、自書能力さえ備わっていれば他人の力を借りることなく、いつでも自らの意思に従って作成することができ、手軽かつ自由度の高い制度です。今回の改正により、財産目録については自書しなくてもよくなり、また、法務局における保管制度も創設され、自筆証書遺言が更に利用しやすくなりました。
- ◆ **公正証書遺言**：公正証書遺言は、法律専門家である公証人の関与の下で、2人以上の証人が立ち合うなど厳格な方式に従って作成され、公証人がその原本を厳重に保管するという信頼の高い制度です。また、遺言者は、遺言の内容について公証人の助言を受けながら、最善の遺言を作成することができます。また、その際には、遺言能力の確認なども行われます。

改正前

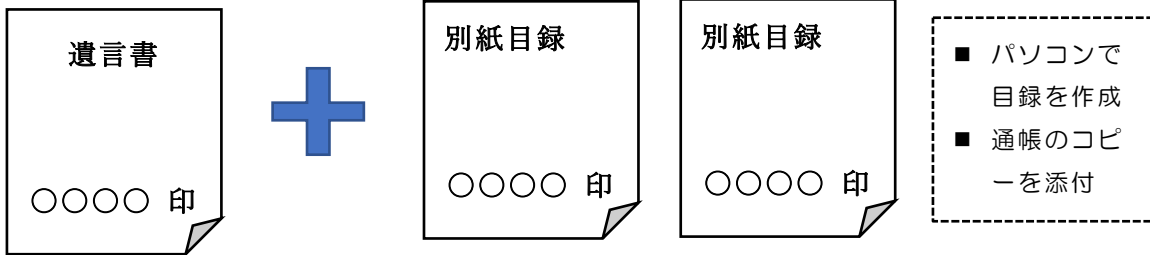
自筆証書遺言を作成する場合には全文を自書する必要がありました。



【問題点】全部を手書きすることは、特に財産が多い場合など相当な負担であった

改正後

自署によらない財産目録を添付することができるようになりました。



〔財産目録に署名押印が必要なため、偽造も防止〕

自筆証書遺言書保管制度の創設

自筆遺言証書は、従前から紛失、隠蔽等のおそれなど以下の問題点が指摘されていたことから、法務局において保管する制度が新設されました。

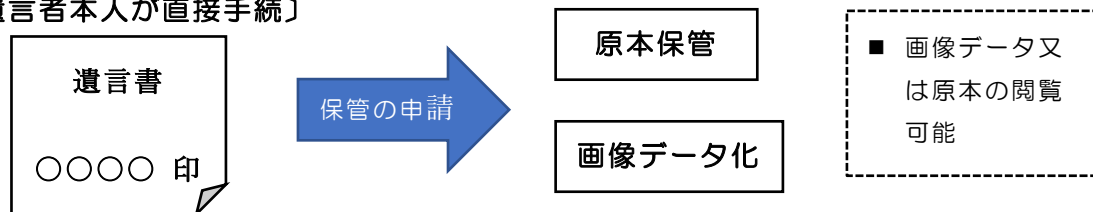
〔自筆証書遺言の問題点〕

- 遺言書は自宅で保管されることが多く、次のような問題点がありました。
- ・ 遺言書が紛失・亡失するおそれがある。
- ・ 相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざん行われるおそれがある。
- ・ これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。

生前

遺言書保管制度の利用者は、直接法務局に出頭して遺言書原本の保管の申請を行います。申請後はいつでも遺言書の原本又はその画像データを閲覧することができ、また、保管申請の撤回や返還請求を行うこともできます。

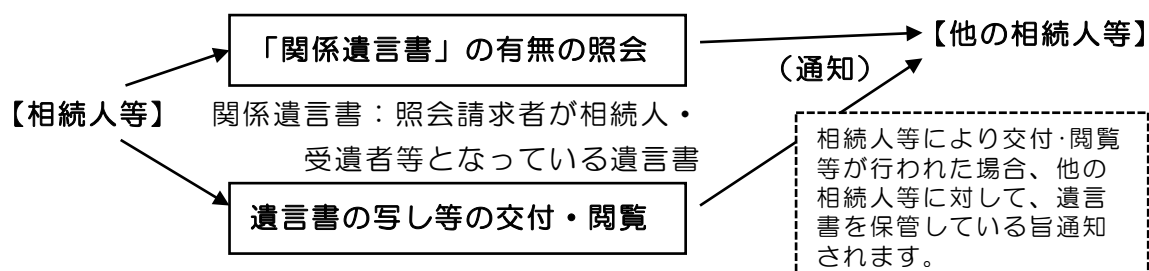
〔遺言者本人が直接手続〕



相続開始後

遺言者が死亡した場合には、誰でも自己に関する遺言書の有無を確認することができるとともに、相続人等は該当する遺言書の写し等の交付請求及び原本の閲覧を行うことができます。（閲覧等があった場合、他の相続人等に対しても遺言書の保管の事実が通知されます。）

〔遺言者が死亡後〕



〔遺言書保管所（法務局）で保管している遺言書は、家庭裁判所での検認は不要〕

遺留分制度の見直し

遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができるようになりました。

遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができることとされました。

- ▶ 改正前において、「遺留分減殺請求権」が行使されるとその限度において遺贈・贈与の効力が失われる結果、目的とされた財産は現物返還され(物権的効力)、受遺者又は受贈者と遺留分権利者との共有になることが多く新たな紛争の原因となるなどの問題がありました。
⇒株式や事業用財産の承継などにおいて、「遺留分減殺請求権」の結果、目的財産が共有状態となるなど、事業承継の妨げになっているとの指摘がありました。
- ▶ 改正相続法では、遺贈・贈与の効力は維持したうえで遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求できる(債権的効力)「遺留分侵害額請求権」としました。
⇒共有関係が生じることを回避するとともに、目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重する制度に見直されました。
- ▶ 上記の金銭を直ちに準備できない受遺者又は受贈者の請求により裁判所は金銭の支払いに相当の期限を許与することができることとされました。
- ▶ 遺留分の額や遺留分侵害額の算定方法が明確化されるとともに、遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の範囲について、相続人に対する贈与については相続開始前10年間に行われた、婚姻もしくは生計の資本等として受けた贈与(特別受益)の価額に限り財産の価額に算入されることとされました。
⇒改正前において、相続人に対して生前贈与がなされた場合には、過去に遡ってその全てが遺留分算出のための財産価額に算入されることとされていたため、想定外の請求に直面するリスクがありましたが、相続開始前10年間に限る旨見直されました。

【事例】 相続人：長男、長女の2名(法定相続分1/2)
遺産：土地建物 評価額 1億1,123万円
預金 1,234万5,678円

経営者であった被相続人が、事業を手伝っていた長男に会社の土地建物(評価額1億1,123万円)を、長女に預金1,234万5,678円を相続させる旨の遺言をし、死亡した(配偶者は既に死亡)。遺言の内容が不満な長女が長男に対し、遺留分減殺請求

長女の遺留分侵害額

$$\frac{(1億1,123万円 + 1,234万5,678円) \times 1/2 \times 1/2 - 1,234万5,678円}{=} = 1,854万8,242円$$

(改正前)

- ・会社の土地建物が長男と長女の**複雑な共有状態**に
(持分割合) 長男 9,268万1,758 / 1億1,123万
長女 1,854万8,242 / 1億1,123万

(改正後)

- ・遺留分減殺請求によって生ずる権利は**金銭債権**となります。
(事業用土地建物は、長男の単独所有)
上記事例では、長女は長男に対し、1,854万8,242円請求できます。

相続の効力等に関する見直しについて

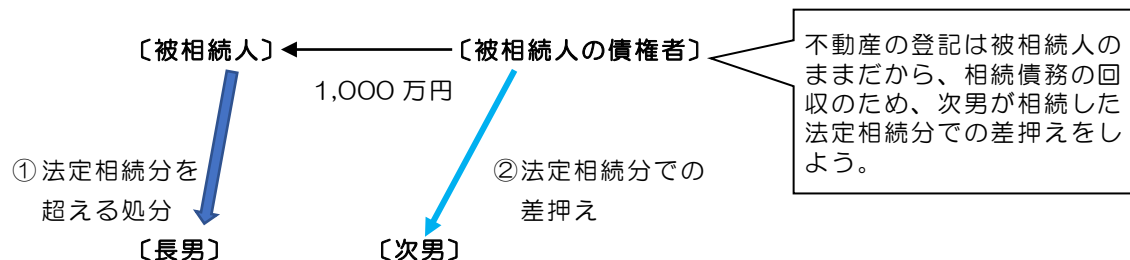
相続させる旨の遺言等により承継された財産等については、登記なくして第三者に対抗することができると言われていましたが、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととされました。

- 改正前において、特定財産承継遺言（いわゆる「相続させる」旨の遺言）や相続分の指定がされた場合のように、遺言による権利変動のうち相続を原因とするものについては、判例によって、登記等の対抗要件を備えなくてもその権利の取得を第三者に対抗できるとされていましたが、遺言の有無や内容を知る手段を持たない相続債権者等に不測の損害を与える恐れがあるとの指摘がなされていました。

改正前

遺言の内容を知り得ない被相続人の債権者等の利益を害する。

〔例〕 相続・遺贈により、長男が被相続人所有の不動産を取得することとされた場合



〔相続させる旨の遺言による権利の取得は、登記なくして第三者に対抗することができる（判例）〕

改正後

遺言の有無及び内容を知り得ない被相続人の債権者・債務者等の利益や第三者の取引の安全を確保

※登記制度や強制執行制度の信頼を確保することにもつながる

- 改正相続法は、相続を原因とする権利変動についても、これによって利益を受ける相続人は、登記等の対抗要件を備えなければ法定相続分を超える権利の取得を第三者に主張することができないこととされました。
 - 改正前の「相続させる」旨の遺言による権利の変動は、登記の有無にかかわらず、その権利の取得を第三者に対抗できるとされていましたが、改正後は、登記の先後により権利の変動が確定することとされましたので、速やかに相続登記手続きを行う必要があるといえます。
- ⇒上記(例)の①と②の優劣は、改正後はその登記の先後により決することとなります。

〔引用参照文献〕

- ・ 法務省 HP 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について（相続法の改正）
（平成30年7月13日 法務省民事局）
「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の概要」説明及び PDF 資料
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html#A001
- ・ 「一問一答 新しい相続法〔第2版〕平成30年民法等(相続法)改正、遺言書保管法の解説」
堂園幹一郎、野口宜大著（2020.10.15 発行 商事法務）

〔担当窓口〕 GTM グループ 会計税務相談室

E-mail gtm@gtmri.co.jp